車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する国交省関係省令等の改正について

改正の背景（報道発表資料の要旨）

道路の老朽化対策の為に維持・修繕を行なうと共に、道路の劣化への影響が大きい大型車両の通行の適正化を図ることが重要とされ、以下の2つの法改正が行われました。

（1）過積載への厳罰化

（2）道路の適正な利用者に対しては
①国内コンテナ等のセミトレーラの駆動軸重の制限を（国際コンテナと同様に）１１．５トンに引上げる。
②45ftコンテナやバン型等のセミトレーラ連結車の車両長を見直す。
等により、物流の効率化や国際競争力を確保する。

以降は、上記（2）項の改正内容について御説明致します。

対象になる車両

（1）トラクタ

①自動車局が規定した構造要件を満足する2軸トラクタ（エアサス）

②使用過程車も対象

（2）トレーラ

①車種が以下の特例8車種であるセミトレーラ

- バン型セミトレーラ
- 幌枠型セミトレーラ
- 自動車運搬用セミトレーラ
- タンク型セミトレーラ（粉粒体運搬車、コンクリートミキサーを含む）
- コンテナ用セミトレーラ
- あおり型セミトレーラ（ダンプ、スクラップ、オープントップバンを含む）
- スタンション型セミトレーラ
- 船底型セミトレーラ

②使用過程車も対象

対象になる車両

（1）トラクタ

①自動車局が規定した構造要件を満足する2軸トラクタ（エアサス）

②使用過程車も対象

（2）トレーラ

①車種が以下の特例8車種であるセミトレーラ

- バン型セミトレーラ
- 幌枠型セミトレーラ
- 自動車運搬用セミトレーラ
- タンク型セミトレーラ（粉粒体運搬車、コンクリートミキサーを含む）
- コンテナ用セミトレーラ
- あおり型セミトレーラ（ダンプ、スクラップ、オープントップバンを含む）
- スタンション型セミトレーラ
- 船底型セミトレーラ

②使用過程車も対象

補足説明 （特例8車種とは？）

■緩和対象車両（特例８車種）

※海コンに限らずバン型等セミトレーラ連結車全体を対象

・バン型セミトレーラ

・幌枠型セミトレーラ

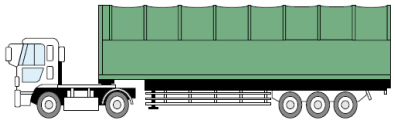

・自動車運搬用セミトレーラ

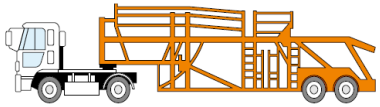

・スタンション型セミトレーラ

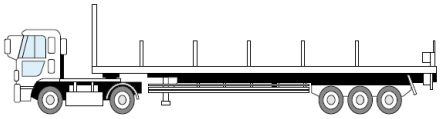

・タンク型セミトレーラ

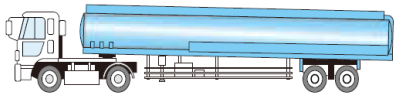

・コンテナ用セミトレーラ

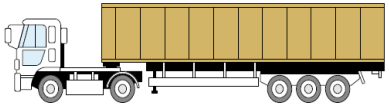

・あおり型セミトレーラ

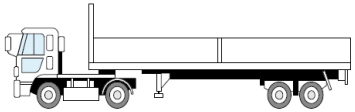

・船底型セミトレーラ

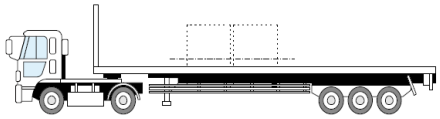

改正の概要（報道発表資料による）

改正概要の第１項に重量関係が、第２項に長さ関係が記載されています。

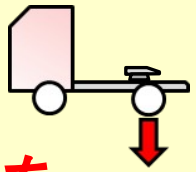

（１）駆動軸重の 許可基準の統一等

①２軸エアサストラクタの駆動軸重を
１０トンから　１１．５トンに引き上げ

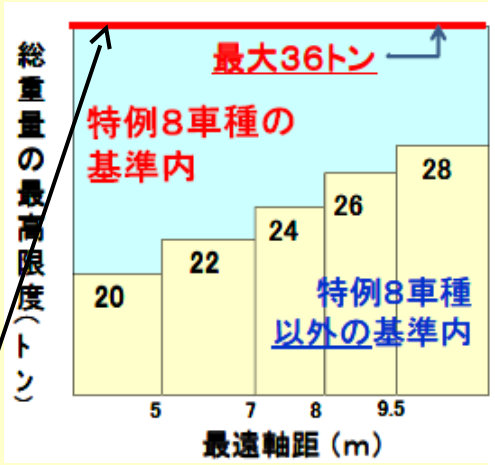

②特例８車種のトレーラ車両総重量を
２８トンから　３６トンに引き上げ

③橋梁照査式適合車両の取扱いをバン型
等のセミトレー ラに拡大適用（通行条件算定方法の変更）

（２）車両長さの制限の見直し（特例８車種につい

①トラクタ・トレーラ連結全長を１７ｍから
１８ｍに引き上げ

②トレーラ長さ（KP中心～後端）を１２ｍから１３ｍに引き上げ

改正の概要（報道発表資料による）

（1）①駆動軸重を10トンから11．5トンまで引き上げ

- 特例8車種のセミトレーラ（従来のバラ積み緩和トレーラ）を、駆動軸重11．5トンの2軸トラクタで牽引できるようになります。
- 国交省規定の技術基準に適合するトラクタは、駆動軸重11．5トン以下まで拡大されました。
  - ○駆動軸がエアサスであれば適合します。
  - ○駆動軸重が11．5トン以下であり、第5輪荷重ではありません。

	改正前	改正後
トラクタの駆動軸重	最大 10トン	最大 11．5トン

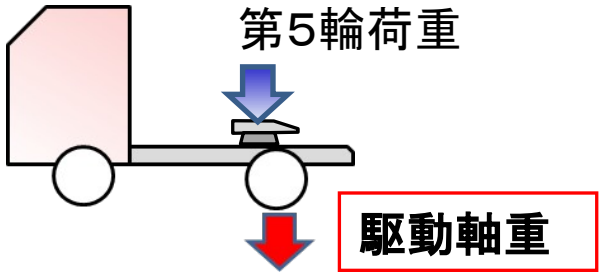

改正の概要（報道発表資料による）

（1）②トレーラ車両総重量を28トンから36トンまで引き上げ

- 特例8車種のセミトレーラ（従来のバラ積み緩和トレーラ）の基準内車両総重量が28トン以下から36トン以下に引き上げられます。
- 最遠軸距ごとに定められていた車両総重量の上限が、一律36トンになります。
- 特例8車種以外のセミトレーラ※の車両総重量は、今迄の基準内と変更ありません。

※重機運搬トレーラ等

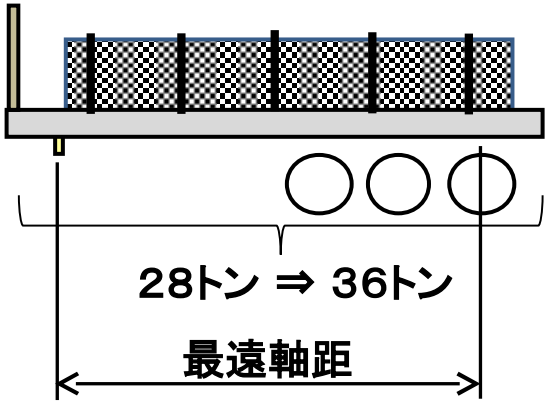

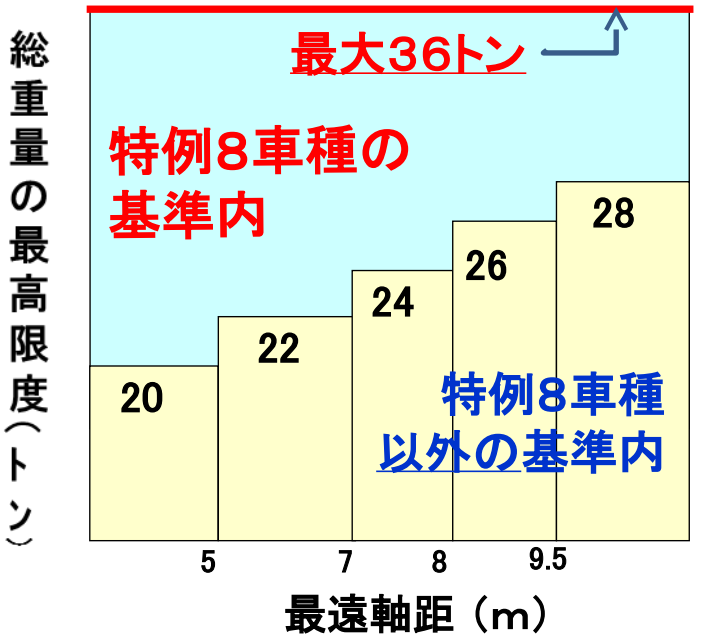

改正の概要（報道発表資料による）

（1）③橋梁照査式適合車両の取扱いをバン型等のセミトレーラに拡大適用

- 海上コンテナ用セミトレーラ連結車に限り適用していた通行許可の取扱いが、特例8車種にも適用されます。
  （即ち、軸重や軸距の条件と通行される道路によっては、算定要領にかかわらずB条件での通行が認められます。）
- トラクタは、国交省規定の技術基準適合車であることが必要です。2軸トラクタ（エアサス）が適合します。

	改正前	改正後
通行条件	算定結果により、 A，B，C，D条件 付与	**条件に適合すれば B条件** （例外あり〈注〉）

〈注〉「高速自動車国道等又は指定道路」以外を通行する場合、車の重さや軸距及び橋の強度によっては、B条件より厳しい条件＜C，D条件＞での通行になります。

補足説明　通行許可条件の差異

今回の法改正により、特例8車種のトレーラは「橋梁照査式」で車両の重量と軸間距離との関係の適正を照査されます。
以下は「橋梁照査式」と、いままでの「算定要領」との算定結果の比較等をまとめたものです。

（　枠線内の1．2．3．は、下表中の1．2．3．に符合します。）

1．「橋梁照査式」と「算定要領」とで、同等の算定結果になりました。
2．GVW36トンの車長13mのウィングトレーラと、GVW28トンの車長12mのトレーラとでは、同等の算定結果になりました。
3．GVW36トンの車長9mのダンプトレーラは、最遠軸距が短いため、指定道路でも「C条件」になる。

	算定方法	トレーラ 形状	トレーラ GVW	トレーラ 車長	指定道路	一般道（TL−20〈橋〉）
1	算定要領	ウィング	28トン	12m	B条件	C条件
	橋梁照査式				B条件	C条件
2	橋梁照査式	ウィング	36トン	13m	B条件	C条件
3	橋梁照査式	ダンプ	36トン	9m	C条件	C条件
	算定要領				C条件	C条件

※1　キングピンからトレーラ後端まで

※2　キングピンからトレーラ後端まで

通行許可条件
B 条件（重量）
徐行＋2台以上の連行禁止

C 条件（重量）
B 条件＋前後に誘導車配置

注）上記算定結果は、車の諸元や個々の道で異なる場合があります。

改正の概要（報道発表資料による）

（2）①連結全長を17mから18mまで引き上げ

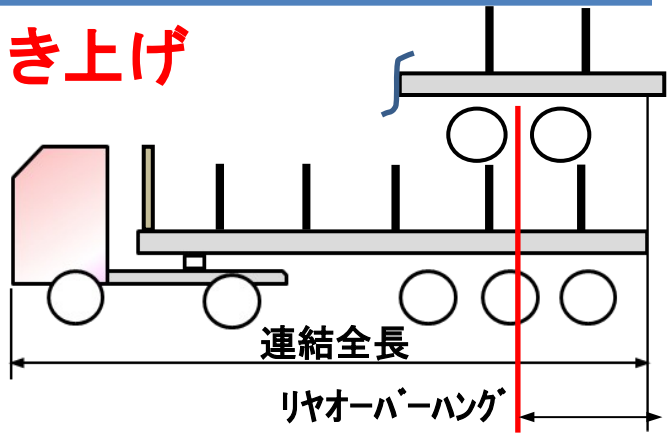

・45ftコンテナ及び特例8車種の
セミトレーラの連結全長の上限が、
下記条件のもとに、
最大17m⇒18mになります。

1）トレーラのリアオーバーハングの制限 ⇒最長4．2m。（注1）

2）申請経路内の交差点の交差角が、おおむね 90°以内。（注2）

	改正前	改正後
連結全長	最大17m	**最大18m**

（注1）

連結全長	リアオーバーハング
17．5mまで	3．2m≦L＜4．2m
18．0mまで	3．8m≦L≦4．2m

（注2）

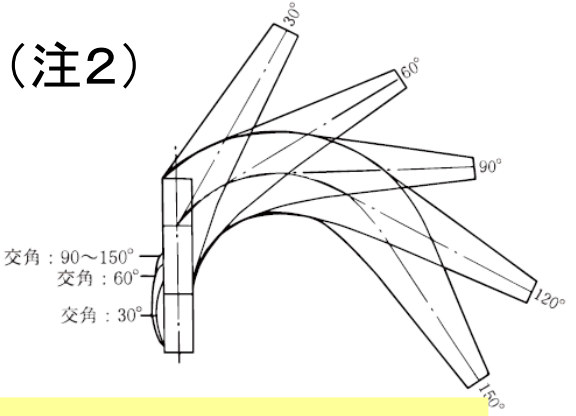

尚、保安基準の連結時の最小回転半径は12m以下で変わりません。

改正の概要（報道発表による）

（2）②トレーラ長さ（キングピン中心～後端）を12mから13mに引き上げ

・前項目（2）①の条件に適合しないと、道路通行の申請・許可の対象になりませんので、注意が必要です。

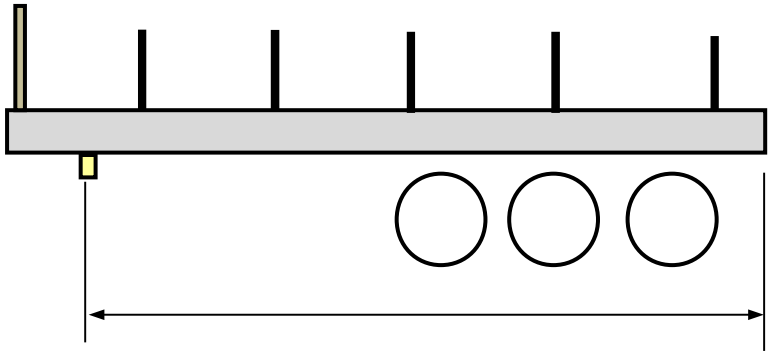

	改正前	改正後
キングピン中心からトレーラ後端までの長さ	最大12m	**最大13m**

施行までのスケジュール

既に施行済です。

法令等	期日
改正・公布	**平成27年3月31日**

法令等	期日	
	保安基準関係	道路法（通行許可等）関係
施行	**平成27年5月1日**	**平成27年6月1日**

事前書面審査制度の新規創設

今回の関係法令の改正により、基準内トレーラになるバン型等セミトレーラは、保安基準の緩和認定の手続きは不要となりますが、その代わりに事前書面審査制度が創設されます。

（1）目的：作成書面の統一化と審査業務の円滑化

（2）対象車：

1）軸重が 11．5トンとなる4×2トラクタ。

2）特例8車種のセミトレーラであって下記のもの。

①車両総重量が新たに基準内になるもの。

②トレーラ長さが12m超13m以下のもの。

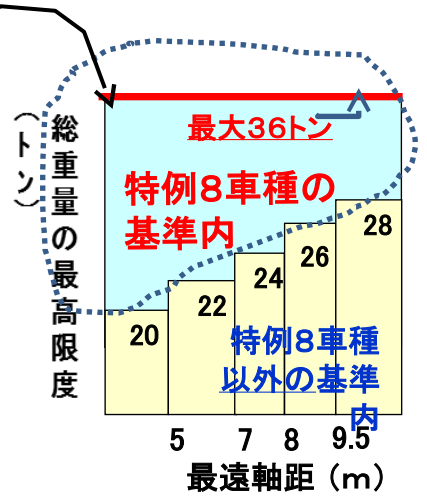

（3）届出書等：様式及び添付資料が全国統一

①スタンション型、あおり型、船底型の3車種は、これまでどおり、強度要件の 適合検討書（自主基準適合検討書）が必要。

（4）審査期間：届出書の受理日から15日以内。

（5）今後のスケジュール

施行：　平成27年4月施行済

補足説明 （①対象車 ②使用過程車は増トン出来る？）

1．今回の法改正の対象

（これから登録する車）

新車　　使用過程車　　中古車

新車だけでなく、お客様がご使用中の車や中古車も対象になります。

2．既販車の海コンフル積載トラクタの取り扱い（第5輪荷重 9．6／11．5トン）

⇒次回車検時、11．5トンまたは9．6トンのどちらかを選択することになります。

2-1．第5輪荷重 11トン車は、そのままでは第5輪荷重11．5トンには出来ない。

⇒駆動軸重が11．5トンを超える可能性が高いため。

3．お手持ちの車が増トン出来るかは、最寄りの販売店にご相談願います。

⇒

①トラクタ
- メーカ作成の増トン可能車リストにある → ・構造変更申請 ・現車持込み

②トレーラ
- メーカに都度問合せ → メーカから証明書入手 → ・構造変更申請 ・現車持込み

補足説明 （対象車両の確認方法と手続き）

今回の法改正の**対象車両は、これから登録する車両だけでなく、お客様が　お持ちの車両すべてが対象**になります。

（手続きのイメージ）

1．トラクタ

車検証で車台番号を確認

SH1EDD-12345

お客様の手持ち車両が増トン可能か、**メーカー作成の該当車リストで確認**

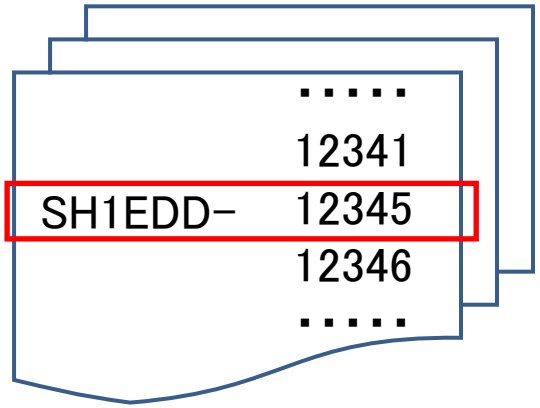

①構造変更届出書作成
②リスト添付

審査期間15日以内

検査法人

車両持込み

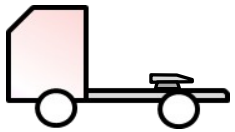

運輸支局から車検証交付

注1）お手持ちの車を継続車検を取る場合、または、中古車を新規登録する場合、増トンするか否かは、お客様のご意向が尊重されます。

注2）基準内車から増トンする場合、①前後のタイヤを負荷能力の高いものに履き替え ②カプラー移動　が必要になります。 費用が掛かることにご注意願います。

補足説明 （対象車両の確認方法と手続き）

今回の法改正の**対象車両は、これから登録する車両だけでなく、お客様が お持ちの車両すべてが対象**になります。

（手続きのイメージ）

2. トレーラー

審査期間15日以内

車検証で車台番号と型式を確認 → お客様の手持ち車両が増トン可能か、**メーカーに都度確認** → 構造変更届出書作成 → 検査法人 → 運輸支局から車検証交付

車台番号
国〔01〕012345

型式　PFB34116

車両持込み

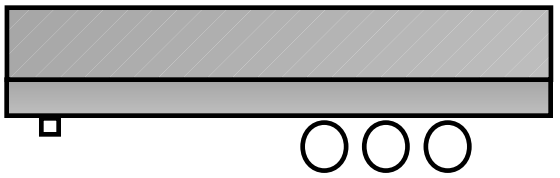

注）お手持ちの車を継続車検を取る場合、または、中古車を新規登録する場合、増トンするか否かは、お客様のご意向が尊重されます。